

関係団体の長 様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 13 条第 3 項の  
規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして  
厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について (通知)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 248 号) 及び食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 249 号) について、令和 4 年 8 月 10 日付け生食発 0810 第 1 号により厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。  
なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

## 記

### 1 改正の概要

#### (1) 規格基準告示関係

食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。) 第 13 条第 1 項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
スピノサド	殺虫剤・外部寄生虫駆除剤	農薬及び動物用医薬品
スルホキサフロル	殺虫剤	農薬
ピラフルフェンエチル	除草剤	農薬
ピランテル	合成抗菌剤/寄生虫駆除剤	動物用医薬品及び飼料添加物
モランテル	合成抗菌剤/寄生虫駆除剤	動物用医薬品及び飼料添加物
ベンチアバリカルブイソ プロピル	殺菌剤	農薬
ポリオキシシンD亜鉛塩	抗生物質/殺菌剤	農薬
ポリオキシシン複合体	抗生物質/殺菌剤・殺虫剤	農薬

#### (2) 対象外物質告示関係

法第 13 条第 3 項の規定に基づく対象外物質として、「安息香酸」が追加された。

## 2 適用期日

- (1) 告示日から適用される。ただし、通知中表1掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。
- (2) 表2に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から1年以内に限り、「ピランテル及びモランテル」にあつては改正前の「ピランテル」又は「モランテル」、「ポリオキシンド亜鉛塩」及び「ポリオキシシン複合体」にあつては改正前の「ポリオキシシン」における同食品の残留基準値として、なお従前の例によることができる。
- (3) 「ポリオキシシン複合体」にあつては、すいか、メロン類果実及びみかんの検査部位が改正前の「ポリオキシシン」から変更となるため、告示の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

## 3 運用上の注意

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。
- (2) 「ピランテル」又は「モランテル」に対して設定されている現行の残留基準値を削除し、「ピランテル及びモランテル」として残留基準値を設定する。  
また、今回残留基準値を設定する「ピランテル及びモランテル」とは、加水分解によりMAP Aに変換される残留物をモランテルに換算したものである。  
なお、改正前の残留の規制対象は、ピランテルは、ピランテルのみであり、モランテルは、加水分解によりMAP Aに変換される残留物をモランテルに換算したものである。
- (3) 「ポリオキシシン」に対して設定されている現行の残留基準値を削除し、「ポリオキシンド亜鉛塩」又は「ポリオキシシン複合体」として残留基準値を設定する。今回基準値を設定するポリオキシンド亜鉛塩とは、ポリオキシシンDの標準品を用いて測定したものをいう。  
なお、ポリオキシシン複合体も、ポリオキシシンDの測定によって検出される可能性があることから、法第13条違反の判断の際には、ポリオキシシン複合体の検査を実施する等、ポリオキシシン複合体の使用履歴等について十分に確認する。  
また、今回基準値を設定するポリオキシシン複合体とは、ポリオキシシンBの標準品を用いて測定したものをいう。なお、ポリオキシシンDも、ポリオキシシン複合体の測定によって検出される可能性があることから、法第13条違反の判断の際には、ポリオキシシンDの検査を実施する等、ポリオキシシンDの使用履歴等について十分に確認する。  
なお、ポリオキシシンの改正前の残留の規制対象は、ポリオキシシンのみである。

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 (課長) 久保田 耕史 (担当) 河原 慎一郎 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
---

生食発0810第1号  
令和4年8月10日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第248号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第249号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

## 記

### 第1 改正の概要

#### 1 規格基準告示関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定し、又は改正したこと（別紙参照）。

農薬及び動物用医薬品スピノサド、農薬スルホキサフロル、農薬ピラフルフェンエチル、動物用医薬品及び飼料添加物ピランテル及びモランテル、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ポリオキシシンD亜鉛塩、農薬ポリオキシシン複合体

## 2 対象外物質告示関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 13 条第 3 項に基づき、対象外物質に、安息香酸を追加したこと。

### 第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、表 1 に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用することとし、表 2 に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から 1 年以内に限り、「ピランテル及びモランテル」にあつては改正前の「ピランテル」又は「モランテル」、「ポリオキシシンD亜鉛塩」及び「ポリオキシシン複合体」にあつては改正前の「ポリオキシシン」における同食品の残留基準値として、なお従前の例によることができること。

また、「ポリオキシシン複合体」にあつては、すいか、メロン類果実及びみかんの検査部位が改正前の「ポリオキシシン」から変更となるため、告示の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができること。

<表 1 告示の日から起算して 1 年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
スピノサド	はくさい、セロリ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、牛の筋肉、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳及びその他の家きんの筋肉
スルホキサフロル	みかん及びみかん（外果皮を含む。）

<表1 告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値(続き)>

農薬等	食品
ピラフルフェンエチル	米(玄米をいう。)、大豆、ばれいしょ、こんにゃくいも、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、はくさい、キャベツ、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、えだまめ、みかん、みかん(外果皮を含む。)、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)、もも、もも(果皮及び種子を含む。)、ネクタリン、あんず(アブリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶及びその他のスパイス

<表2 告示の日から1年以内に限り、なお従前の例によることができる食品の残留基準値>

農薬等	食品
ピラントル及びモラントル	豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及び豚の食用部分
ポリオキシシンD亜鉛塩	米(玄米をいう。)、はくさい、キャベツ、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、にんじん、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、すいか、メロン類果実、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、うめ、いちご、ぶどう、かき、その他の果実、その他のスパイス及びその他のハーブ

<表2 告示の日から1年以内に限り、なお従前の例によることができる食品の残留基準値(続き)>

農薬等	食品
ポリオキシン複合体	米(玄米をいう。)、はくさい、キャベツ、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、その他のゆり科野菜、にんじん、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、すいか(果皮を含む。)、メロン類果実(果皮を含む。)、その他の野菜、みかん(外果皮を含む。)、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、うめ、いちご、かき、その他の果実及びその他のハーブ

### 第3 運用上の注意

#### 1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)を適用すること。ただし、ピランテル及びモランテル、ポリオキシンD亜鉛塩並びにポリオキシン複合体は、規格基準告示の第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定する「スピノサド」とは、スピノシンA及びスピノシンDの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「スルホキサフロル」とは、各異性体の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「ピラフルフェンエチル」とは、ピラフルフェンエチルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 「ピランテル」又は「モランテル」に対して設定されている現行の残留基準値を削除し、「ピランテル及びモランテル」として残留基準値を設定すること。

また、今回残留基準値を設定する「ピランテル及びモランテル」とは、加水分解によりMAPA【N-メチル-1,3-プロパンジアミン】に変換され

る残留物をモランテルに換算したものとすること。

なお、改正前の残留の規制対象は、ピランテルは、ピランテルのみであり、モランテルは、加水分解によりMAPA【*N*-メチル-1,3-プロパンジアミン】に変換される残留物をモランテルに換算したものである。

- (6) 今回残留基準値を設定する「ベンチアバリカルブイソプロピル」とは、ベンチアバリカルブイソプロピルのみとすること。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 「ポリオキシシン」に対して設定されている現行の残留基準値を削除し、「ポリオキシシンD亜鉛塩」又は「ポリオキシシン複合体」として残留基準値を設定する。

今回基準値を設定するポリオキシシンD亜鉛塩とは、ポリオキシシンDの標準品を用いて測定したものをいう。なお、ポリオキシシン複合体も、ポリオキシシンDの測定によって検出される可能性があることから、法第13条違反の判断の際には、ポリオキシシン複合体の検査を実施する等、ポリオキシシン複合体の使用履歴等について十分に確認すること。

また、今回基準値を設定するポリオキシシン複合体とは、ポリオキシシンBの標準品を用いて測定したものをいう。なお、ポリオキシシンDも、ポリオキシシン複合体の測定によって検出される可能性があることから、法第13条違反の判断の際には、ポリオキシシンDの検査を実施する等、ポリオキシシンDの使用履歴等について十分に確認すること。

なお、ポリオキシシンの改正前の残留の規制対象は、ポリオキシシンのみである。

## 2 その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく動物用医薬品及び飼料添加物ピランテル及びモランテルを有効成分とする薬剤に係る承認事項の変更並びに農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬ポリオキシシンD亜鉛塩及び農薬ポリオキシシン複合体に係る新規農薬登録並びに農薬スピノサド、農薬スルホキサフロル、農薬ピラフルフェンエチル及び農薬ベンチアバリカルブイソプロピルに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

## 別紙

## 農薬及び動物用医薬品スピノサド（殺虫剤・外部寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	2	2
大麦	2	2
ライ麦	1	1
とうもろこし	2	2
そば	1	1
その他の穀類	1	1
大豆	0.02	0.02
小豆類	0.02	0.02
えんどう	0.02	0.02
そら豆	0.02	0.02
らっかせい	0.02	0.02
その他の豆類	0.02	0.02
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.02	0.02
かんしょ	0.02	0.02
やまいも（長いもをいう。）	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.06	0.06
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.1	0.1
かぶ類の葉	10	10
西洋わさび	0.1	0.1
クレソン	10	10
はくさい	2	10
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	10	10
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
ごぼう	0.1	0.1
サルシフィー	0.1	0.1



農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
アーティチョーク	0.3	0.3
チコリ	10	10
エンダイブ	10	10
しゅんぎく	10	10
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	4	4
にんにく	0.1	0.1
にら	5	5
アスパラガス	0.5	0.5
わけぎ	1	1
その他のゆり科野菜	4	4
にんじん	0.2	0.2
パースニップ	0.1	0.1
パセリ	8	8
セロリ	● 5	8
みつば	5	5
その他のせり科野菜	5	5
トマト	1	1
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	10	10
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわうり		0.02
まくわうり（果皮を含む。）	0.3	
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	10	10
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.8	0.7
未成熟いんげん	0.3	0.3
えだまめ	0.3	0.3
その他の野菜	10	10

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.5	0.5
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2
いちご	1	1
ラズベリー	1	1
ブラックベリー	1	1
ブルーベリー	0.4	0.4
クランベリー	0.02	0.02
ハックルベリー	○ 0.4	0.3
その他のベリー類果実	1	1
ぶどう	0.5	0.5
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.7	0.7
なつめやし	0.1	0.1
その他の果実	0.3	0.3
綿実	0.02	0.02
ぎんなん	0.07	0.07
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1

農薬及び動物用医薬品スピノサド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
アーモンド	0.07	0.07
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.07	0.07
茶	○ 9	2
その他のスパイス	2	2
その他のハーブ	10	10
牛の筋肉	● 0.5	2
豚の筋肉	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	2	2
牛の脂肪	10	10
豚の脂肪	● 2	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 2	10
牛の肝臓	● 2	5
豚の肝臓	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.5	5
牛の腎臓	● 1	2
豚の腎臓	● 0.5	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.5	2
牛の食用部分	● 2	5
豚の食用部分	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.5	5
乳	● 1	2
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.05	0.1
鶏の脂肪	8	8
その他の家きんの脂肪	1	1
鶏の肝臓	1	1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.7	0.7
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	1	1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.5	0.5
その他の家きんの卵	0.1	0.1
はちみつ	0.01	0.01
干しぶどう	1	1
綿実油	0.01	0.01

農薬スルホキサフロル（殺虫剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 2	1
小麦	○ 0.4	0.2
大麦	0.6	0.6
とうもろこし	0.01	
その他の穀類	0.2	0.2
大豆	○ 2	0.3
小豆類	○ 0.3	
そら豆	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.03	0.03
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	0.05	0.05
こんにゃくいも	○ 0.03	
その他のいも類	0.03	0.03
てんさい	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	6	6
西洋わさび	0.03	0.03
クレソン	6	6
はくさい	6	6
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	6	6
こまつな	6	6
きょうな	6	6
チンゲンサイ	6	6
カリフラワー	0.08	0.08
ブロッコリー	3	3
その他のあぶらな科野菜	6	6
ごぼう	0.03	0.03
サルシフィー	0.03	0.03
アーティチョーク	○ 0.7	
チコリ	6	6
エンダイブ	6	6
しゅんぎく	○ 6	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 10	6
その他のきく科野菜	6	6

農薬スルホキサフロル (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	○ 6	0.7
にんじん	0.05	0.05
パースニップ	0.03	0.03
パセリ	6	6
セロリ	2	2
みつば	○ 6	
その他のせり科野菜	0.03	0.03
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	6	6
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.5	0.5
しろうり	○ 0.5	
すいか (果皮を含む。)	○ 0.5	
メロン類果実 (果皮を含む。)	○ 0.6	
まくわうり (果皮を含む。)	○ 0.5	
その他のうり科野菜	6	6
ほうれんそう	○ 20	6
オクラ	2	2
未成熟えんどう	4	4
未成熟いんげん	4	4
えだまめ	○ 3	
しいたけ	2	2
その他のきのこ類	2	2
その他の野菜	6	6
みかん		0.2
みかん (外果皮を含む。)	2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1

農薬スルホキサフロル（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マルメロ	0.3	0.3
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.3	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	3	3
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	3	3
うめ	○ 3	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 5	3
いちご	○ 4	0.5
ラズベリー	○ 2	
ブラックベリー	○ 2	
ブルーベリー	○ 2	0.7
クランベリー	○ 2	0.7
ハuckleベリー	○ 2	
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう	○ 4	2
かき	○ 0.7	
バナナ	○ 0.5	
キウィー（果皮を含む。）	○ 4	
パパイヤ	○ 0.5	
アボカド	○ 0.5	
パイナップル	○ 0.1	
マンゴー	○ 0.5	
その他の果実	2	2
綿実	0.4	0.4
なたね	0.4	0.4
ぎんなん	○ 0.03	
くり	○ 0.03	0.02
ペカン	○ 0.03	0.02
アーモンド	○ 0.03	0.02
くるみ	○ 0.03	0.02
その他のナッツ類	○ 0.03	0.02
カカオ豆	○ 0.05	
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	○ 15	6
牛の筋肉	○ 0.4	0.3
豚の筋肉	○ 0.4	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.4	0.3

農薬スルホキサフロル (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の脂肪	○ 0.2	0.1
豚の脂肪	○ 0.2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.2	0.1
牛の肝臓	○ 1	0.6
豚の肝臓	○ 1	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 1	0.6
牛の腎臓	○ 1	0.6
豚の腎臓	○ 1	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 1	0.6
牛の食用部分	○ 1	0.6
豚の食用部分	○ 1	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 1	0.6
乳	○ 0.3	0.2
鶏の筋肉	○ 0.7	0.1
その他の家きんの筋肉	○ 0.7	0.1
鶏の脂肪	○ 0.05	0.03
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.03
鶏の肝臓	0.3	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3	0.3
鶏の腎臓	0.3	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3	0.3
鶏の食用部分	0.3	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3	0.3
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1

農薬ピラフルフェンエチル (除草剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	● 0.01	0.05
小麦	0.02	0.02
大麦	0.02	0.02
ライ麦	0.02	0.02
とうもろこし	0.02	0.02
そば	0.02	0.02
その他の穀類	0.02	0.02

農薬ピラフルフェンエチル（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	● 0.01	0.05
小豆類	0.01	
えんどう	0.01	
そら豆	0.01	
らっかせい	0.01	
その他の豆類	0.01	
ばれいしょ	● 0.01	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.01	
こんにゃくいも	● 0.01	0.05
その他のいも類	0.01	
てんさい	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	● 0.01	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	● 0.01	0.02
かぶ類の根	0.01	
かぶ類の葉	0.01	
西洋わさび	0.01	
クレソン	0.01	
はくさい	● 0.01	0.02
キャベツ	● 0.01	0.02
芽キャベツ	0.01	
ケール	0.01	
こまつな	0.01	
きょうな	0.01	
チンゲンサイ	0.01	
カリフラワー	0.01	
ブロッコリー	0.01	
その他のあぶらな科野菜	0.01	
ごぼう	0.01	
サルシフィー	0.01	
アーティチョーク	0.01	
チコリ	0.01	
エンダイブ	0.01	
しゅんぎく	0.01	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	0.01	
その他のきく科野菜	0.01	
たまねぎ	● 0.01	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.01	0.05



農薬ピラフルフェンエチル (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にんにく	0.01	
にら	0.01	
アスパラガス	0.01	
わけぎ	0.01	
その他のゆり科野菜	0.01	
にんじん	0.01	
パースニップ	0.01	
パセリ	0.01	
セロリ	0.01	
みつば	0.01	
その他のせり科野菜	0.01	
トマト	0.01	
ピーマン	0.01	
なす	0.01	
その他のなす科野菜	0.01	
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.01	
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.01	
しろうり	0.01	
すいか (果皮を含む。)	0.01	
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.01	
まくわうり (果皮を含む。)	0.01	
その他のうり科野菜	0.01	
ほうれんそう	0.01	
たけのこ	0.01	
オクラ	0.01	
しょうが	0.01	
未成熟えんどう	0.01	
未成熟いんげん	0.01	
えだまめ	● 0.01	0.05
その他の野菜	0.01	
みかん		0.02
みかん (外果皮を含む。)	0.01	
なつみかんの果実全体	● 0.01	0.02
レモン	● 0.01	0.02
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	● 0.01	0.02
グレープフルーツ	● 0.01	0.02
ライム	● 0.01	0.02
その他のかんきつ類果実	● 0.01	0.02
りんご	● 0.01	0.02

農薬ピラフルフェンエチル (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
日本なし	● 0.01	0.02
西洋なし	● 0.01	0.02
マルメロ	● 0.01	0.02
びわ		0.02
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.01	
もも		0.02
もも (果皮及び種子を含む。)	0.01	
ネクタリン	● 0.01	0.02
あんず (アプリコットを含む。)	● 0.01	0.02
すもも (プルーンを含む。)	● 0.01	0.02
うめ	● 0.01	0.02
おうとう (チェリーを含む。)	● 0.01	0.02
いちご	0.01	
ラズベリー	● 0.01	0.02
ブラックベリー	● 0.01	0.02
ブルーベリー	● 0.01	0.02
クランベリー	● 0.01	0.02
ハックルベリー	● 0.01	0.02
その他のベリー類果実	● 0.01	0.02
ぶどう	● 0.01	0.02
かき	● 0.01	0.02
バナナ	● 0.01	0.02
キウイ (果皮を含む。)	0.01	
パパイヤ	● 0.01	0.02
アボカド	● 0.01	0.02
グアバ	● 0.01	0.02
マンゴー	● 0.01	0.02
パッションフルーツ	● 0.01	0.02
なつめやし	● 0.01	0.02
その他の果実	● 0.01	0.02
綿実	0.05	0.05
ぎんなん	● 0.01	0.02
くり	● 0.01	0.02
ペカン	● 0.01	0.02
アーモンド	● 0.01	0.02
くるみ	● 0.01	0.02
その他のナッツ類	● 0.01	0.02
茶	● 0.01	0.05
ホップ	0.05	0.05

農薬ピラフルフェンエチル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のスパイス	● 0.01	0.05
その他のハーブ	0.01	

動物用医薬品及び飼料添加物ピランテル及びモランテル  
(合成抗菌剤/寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	ピランテル 残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.1	
豚の筋肉	● 0.1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.1	0.5
牛の脂肪	○ 0.1	
豚の脂肪	● 0.1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	0.5
牛の肝臓	○ 0.8	
豚の肝臓	● 2	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.8	0.5
牛の腎臓	○ 0.2	
豚の腎臓	● 0.5	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	0.5
牛の食用部分	○ 0.8	
豚の食用部分	● 2	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.8	0.5
乳	○ 0.1	

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	モランテル 残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.8	0.8

動物用医薬品及び飼料添加物ピランテル及びモランテル（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	モランテル 残留基準値 (改正前) ppm
豚の肝臓	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8	0.8
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.8	0.8
豚の食用部分	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.8
乳	0.1	0.1

農薬ベンチアバリカルブイソプロピル（殺菌剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.05	0.05
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
はくさい	2	2
キャベツ	0.05	0.05
ブロッコリー	1	1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15	15
たまねぎ	0.02	0.02
ねぎ（リーキを含む。）	0.7	0.7
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	0.05	0.05
トマト	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
すいか	0.05	0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	0.6	0.6
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	
みかん（外果皮を含む。）	1	1
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1

農薬ベンチアバリカルブイソプロピル (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1
いちご	2	2
ぶどう	2	2
その他の果実	1	1
その他のスパイス	○ 6	5
はちみつ	0.05	0.05

農薬ポリオキシシンD亜鉛塩 (抗生物質/殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	●	0.06
はくさい	●	0.1
キャベツ	0.1	0.1
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	●	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	● 0.1	0.2
にんにく	●	0.05
にら	●	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	●	0.3
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.05
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.1	0.1
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
その他の野菜	●	0.3
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	0.1

農薬ポリオキシシンD亜鉛塩（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
レモン	●	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実	●	0.1
りんご	● 0.05	0.1
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
うめ	●	0.05
いちご	●	0.1
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
その他の果実	●	0.1
その他のスパイス	●	0.3
その他のハーブ	●	0.3

農薬ポリオキシシン複合体（抗生物質／殺菌剤・殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	●	0.06
はくさい	0.1	0.1
キャベツ	0.1	0.1
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.1	0.1
その他のきく科野菜	○ 10	0.1
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.05	0.05
にら	0.1	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	● 0.05	0.3
パセリ	○ 1	
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	0.1	0.1
ピーマン	0.05	0.05
なす	0.1	0.1

農薬ポリオキシシン複合体（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のなす科野菜	●	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.1	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.1	0.1
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.1	
メロン類果実		0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	0.7	
その他の野菜	● 0.1	0.3
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	0.7	
なつみかんの果実全体	0.1	0.1
レモン	0.1	0.1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.1	0.1
グレープフルーツ	0.1	0.1
ライム	0.1	0.1
その他のかんきつ類果実	0.1	0.1
りんご	0.1	0.1
日本なし	○ 0.1	0.05
西洋なし	○ 0.1	0.05
うめ	0.05	0.05
いちご	0.1	0.1
ぶどう	○ 0.1	0.05
かき	0.05	0.05
マンゴー	○ 0.1	
その他の果実	●	0.1
その他のスパイス	○ 2	0.3
その他のハーブ	●	0.3

脚注

※○：令和4年8月10日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和5年8月10日適用（基準値を引き下げる品目）

残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、ピランテル及びモランテル、ポリオキシシンD亜鉛塩並びにポリオキシシン複合体は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。



- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

